

重要事項のお知らせ

受給者各位

特別障害者手当、経過的福祉手当の受給にあたり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）等を遵守し、下記事項の各種届出及び確認をお願いいたします。

なお、法定の支給要件を欠くに至ったにもかかわらず、支給対象月以外の手当を受給した場合は、速やかに相当額を返還していただきます。

記

- 1 所得状況の届出は、毎年8月12日～9月11日の間に行うこと。
- 2 氏名変更、住所変更及び受給者の死亡届出は、14日以内に行うこと。
- 3 配偶者又は扶養義務者が異動（死亡、結婚、離婚等）した場合は、速やかに異動状況の届出を行うこと。
- 4 次の場合は、支給要件に該当しないので、資格喪失届出を速やかに提出すること。
 - （1）施設入所をしたとき
 - （2）継続して3カ月を超えた入院（介護老人保健施設含む）をしたとき
 - （3）障害程度が法施行令第1条に掲げる状態に該当しなくなったとき
- 5 正当な理由なく、届出が行われなときは、支払いを一時差し止める場合があります。
- 6 各支払期月分の手当は、その支払期月の支払開始日から2年経過すると、手当の支給を受ける権利は時効消滅します。
- 7 年度又は年度の途中で手当額の改定が行われる場合があります。